

柳泉組合管理者さま
柳泉組合議長様

柳泉園組合における不燃分別のプラスチックの焼却への抗議文

過日、市民からの通知により調査したところ、柳泉組合の構成各市（東久留米市、清瀬市、西東京市）において、可燃ごみとは区別し、燃やさないごみとして分別・収集した不燃ごみの78%が、柳泉組合の焼却炉で焼却されている事実が、「多摩地域ごみ実態調査」（財団-東京市町村自治調査会発行）で分かりました。

また柳泉組合の一般廃棄物処理基本計画（H24版）でも、その事実が裏付けられました。

一方、不燃ごみの組成分析によると、不燃ごみに混入する可燃分は、8.6%、（そのほかプラスチック類は、48%強、金属、ガラス、土砂などの合計が、30%強を超えています。）にしか過ぎません。したがって90%以上は焼却せず、資源化などの処理を行う必要がありました。

ところが78%焼却されていることが分かり、このデータからは、不燃ごみとして収集したプラスチック類を、焼却炉で焼却している（ほぼ全量）ことが分かりました。

三多摩地域は、とりわけ、柳泉組合を含む、北多摩地域では、ごみの分別・リサイクルの先進地としてごみの分別収集によって、処理するごみ量を大幅に減らしてきました。

このごみの分別収集は、プラスチックを不燃ごみとして分けることから始まりました。市民は、焼却場から発生するダイオキシンなどの有害ガスの発生を抑え、焼却場周辺の住民に迷惑をかけないという思いと、ごみの分別によって、ごみを減らしごみ処理による環境や経済的負担を減らしたいと、分別を行ってきたのです。

不燃ごみ（＝燃やしてはいけないごみ）としてごみカレンダーで分類し、市民が指示通りに分類し、各市で回収したものを8割弱は焼却し、柳泉組合の焼却炉で焼却していた今回の事実は、ごみ出しにおけるルールを行政自らが破ったものであり、到底許されることではありません。

ここに抗議し、謝罪を求めます。

また市民には、「不燃ごみ」として分別させてきたものを、今日までなぜ焼却してきたのか、その実態と理由についてお伺いします。

近々に話し合いの場を作することを求めます。

地域の安心・安全を守る会（東村山市）
工業団地自治会恩親会（東村山市）
Waの会（東村山市）

ごみ1/2を目指す東久留米市民の会
清瀬・くらしと平和の会
ごみゼロを目指す市民の会（西東京市）
森てるお西東京市市議会議員
布施由女清瀬市議議会議員
阿部洋二（清瀬市）山口あずさ（西東京市）
藤下綾子（東村山市）田中明美（小平市）
西尾しげこ（小平市）
NPO法人ごみ問題5市連絡会